

令和6年8月申請分（受付分）から選択制種目の福祉用具販売には  
**特定（介護予防）福祉用具販売計画書**の提出をお願いします。

令和6年度介護報酬改定により、一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制が導入されました。国の運用に基づき、令和6年8月申請分（受付分）から選択制種目の販売には特定（介護予防）福祉用具販売計画書の提出を求めるとします。

なお、7月末までの申請分（受付分）については、国が求める利用者の選択に当たっての必要な情報が提供されているものとして取り扱っておりますのでご理解のほどお願いいたします。

<選択制種目の福祉用具>

- ・固定用スロープ
- ・単点杖（松葉づえを除く）
- ・歩行器（歩行車を除く）
- ・多点杖

<必要な添付書類>

選択制種目の福祉用具購入

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- (2) 領収書
- (3) 居宅サービス計画（第2表及び第3表）の写し、介護予防サービス計画（介護予防サービス支援計画表）の写し  
（※担当の介護支援専門員がいない場合は提出不要です。）
- (4) 福祉用具のパフレット等
- (5) 特定（介護予防）福祉用具販売計画の写し  
（利用者の選択に当たって**必要な情報**を提供したことを記載してください。）

その他の福祉用具購入

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- (2) 領収書
- (3) 居宅サービス計画（第2表及び第3表）の写し、介護予防サービス計画（介護予防サービス支援計画表）の写し又は特定（介護予防）福祉用具販売計画の写し
- (4) 福祉用具のパフレット等

※選択制種目以外の福祉用具販売については添付書類の変更はありません。

※必要な情報につきましては、裏面の「介護保険最新情報 Vol. 1 2 2 5」（一部抜粋）をご確認ください。

お問い合わせ

向日市高齢介護課認定給付係

TEL: 075-874-2591

○ 貸与と販売の提案に係る利用者の選択に資する情報提供について

問101 福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどのようなものが考えられるか。

(答)

利用者の選択に当たって必要な情報としては、

- ・利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- ・サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- ・貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- ・長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- ・短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適し

ていること

- ・国が示している福祉用具の平均的な利用月数（※）

等が考えられる。

※ 選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数（出典：介護保険総合データベース）

- ・固定用スロープ：13.2ヶ月
- ・歩行器：11.0ヶ月
- ・単点杖：14.6ヶ月
- ・多点杖：14.3ヶ月

○ 貸与と販売に係る情報提供の記録方法について

問103 福祉用具専門相談員は、利用者に貸与と販売の選択に資する適切な情報を提供したという事実を何に記録すればよいのか。

(答)

福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録することが考えられる。